

社会福祉士による

“「住まい探し」のお手伝い”

～「住まい探し」が必要だけれども、ご自身で住まいを探すことが難しい方へ



相談料
無料

【対象者】

・高齢者 ・障害者 ・低所得者 ・児童養護施設退所者 ・外国人 ・DV被害者 ・被災者 ・子育て世帯（ひとり親など）などの 住宅確保要配慮者

※対象となる方の支援を行っている各機関からの相談

【支援の内容】

- ・「住まい」「暮らし」に対して必要なこと、優先順位などを、ご本人や支援機関と一緒に考え、整理します。
- ・不動産業者への同行し、物件探しのお手伝いをいたします。物件の内覧、契約等の支援を行います。
- ・転居後の「暮らし」を支えるため、ご本人に必要な支援機関におつなぎします。

下記の事項は本会の支援対象外です

物件の斡旋、紹介/保証人や緊急連絡先になること/転居後の生活支援（見守りやサポートなど）

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

（住宅確保要配慮者居住支援法人（兵居支第0004号）：平成30年5月指定）

相談専用電話番号：078-894-3700

相談受付時間：平日 10:00～16:00（年末年始を除く）

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3F

URL：www.hacsw.or.jp



相談援助の専門職である社会福祉士が、

住居探しから入居手続きのお手伝いします。

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

相談援助の専門職である「社会福祉士」(国家資格)の職能団体で、社団法人日本社会福祉士会の兵庫県支部として、1993年7月に発足し、2009年には一般社団法人格を取得しました。

研修、情報提供、学会活動等を実施し、社会福祉士の自己研鑽と資質の向上を目的とした活動を行っています。

一般の方に対しては、「福祉なんでも相談」(福祉に関する無料相談)や、「ぱあとなあ兵庫」(成年後見制度の利用相談)といった事業を行っています。

住宅確保要配慮者居住支援法人とは？

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。当会は、2018年(平成30年)5月に兵庫県より指定されました。



新たな住宅セーフティネット制度とは？

既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者(高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など)」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とする制度です。2017年4月に改正された「住宅セーフティネット法」(正式名「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」)に規定されています。

新たな住宅セーフティネット制度は、次の3つの柱から成り立っています。

登録住宅の改修や
入居者への経済的支援

住宅確保要配慮者向け
賃貸住宅の登録制度

住宅確保要配慮者の
マッチング・居住支援